

免許状更新講習の受講等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年1月18日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第1号

免許状更新講習の受講等に関する規則の一部を改正する規則

免許状更新講習の受講等に関する規則（平成21年新潟県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(免許状更新講習の免除対象者) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する表彰等は、次の各号に掲げる表彰であって、有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年の間に表彰されたものとする。 (1) (略) (2) 新潟県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の教育委員会又は <u>私立学校関係団体</u> が実施する表彰のうち、前号に掲げる表彰に準ずる表彰として別に定めるもの	(免許状更新講習の免除対象者) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する表彰等は、次の各号に掲げる表彰であって、有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年の間に表彰されたものとする。 (1) (略) (2) 新潟県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の教育委員会が実施する表彰のうち、前号に掲げる表彰に準ずる表彰として別に定めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。